

阿賀野市笹神体育館再生可能エネルギー設備等導入事業仕様書

1 対象業務の概要

(1) 業務名

阿賀野市笹神体育館再生可能エネルギー設備等導入事業

(2) 事業場所

阿賀野市笹神体育館（住所：阿賀野市笹岡 157 番地 1）

2 実施目的

実施要領 1（2）のとおり

3 基本的な考え方

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、契約に係る条例規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。さらに、省エネ設備への更新にあたっては「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」（以下「レジリエンス事業」という。）補助金の採択要件に沿った検証ができる手段等を提供すること。

4 業務内容

阿賀野市笹神体育館(以下「対象施設」という。)に導入を予定している設備(下記(2)に記載する設備)について、レジリエンス事業補助金の採択要件に沿った設備等の提案を行う。

また、レジリエンス事業補助金申請書類の作成にあたり、助言等の支援を行うこと。

なお、上記補助金の要件等については、補助金執行団体のホームページを参照すること。

(参照 URL：https://www.eic.or.jp/eic/topics/2023/resi_r05/)

(1) 実施設計業務

提案内容を基本とした実施設計図書を作成し、その後の工事施工・監理も担うこと。

また、実施設計図書の作成にあたっては、本市より対象施設の竣工図（製本）の貸し出しが可能である。

(2) 対象施設への設備導入

対象施設へ、以下に記載する各設備の導入を行う。

ア 太陽光発電設備及び周辺機器

○設置場所は地上とする。

○発電容量は概ね60kWとする。なお、レジリエンス事業の採択要件を満たす仕様であること。

イ 蓄電池及び周辺機器

○蓄電池容量は概ね145kWhとする。設置場所、システム構成等は提案による。なお、レジリエンス事業の採択要件を満たす仕様であること。

○国産メーカーの蓄電池を使用した提案とすること。

○既設の非常用発電機を含め、有効なシステム構築を図ること。

ウ 高効率LED照明

○対象施設全体の照明を高効率LED照明に更新する。

○各室で適正な照度を持つ仕様であること。特に、アリーナは各種競技に必要とされる照度を持つ仕様であること。

○集中リモコン、端末等による各種コントロール（タイマー、照度等）が可能なこと。
なお、災害時にも円滑な運用ができる構成であること。

エ 高効率空調設備

○既設吸収式冷温水発生機（40+40USRT）、灯油エンジンHPエアコンを更新する。

○更新内容、設置場所は提案による。

オ エネルギーマネジメントシステム（EMS）

○システム構成及び設置位置等は提案による（採択要件を満たす仕様であること）。

○事業報告書の作成に必要な各種データが容易に取り出せること。

カ 附帯改修

○アリーナ天井（特定天井）を改善し、安全な天井とすること。

○アリーナの天井の断熱性については、現状以上とすること。

5 技術者

受注者は、事業の円滑な推進を図るため、業務を推進するうえで必要な経験・能力を有する十分な数の技術者を配置するとともに、高度な技術及び知識を必要とする部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならないものとする。

6 打ち合わせ協議

業務の円滑な進行を図るため、常時、市担当職員と緊密な連絡関係を構築し、市が求める場合には打ち合わせを行い、誠意を持って業務を遂行すること。なお、打ち合わせ後に記録簿を作成し、相互に確認することとする。

7 提出図書

提出図書として、次のものを提出すること。その他、市が指定する媒体により、電子データで提出すること。また、データの形式についても市が指定する形式にすること。なお、成果品は発注者に帰属するものとし、発注者が管理を行うものとする。また、受注者は、発注者の許可なく成果品の公表、貸与又は譲渡をしてはならない。

(1) 設計図書

- 設計説明書、実施設計図（特記仕様書、機器表、配置図、設備図、撤去図）、設計積算書、数量調書

(2) 工事図書

- 施工計画書、完成図書、工事写真

8 契約期間

- 契約締結の日～令和7年1月10日まで

9 支払い

阿賀野市財務規則（平成16年4月1日規則第55号）の支払いに関する規定により、受注者の請求に基づき支払を行う。

10 疑義解決

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ解決するものとする。

11 資料の貸与

本業務の実施に必要な発注者が所有する資料等については、発注者が受注者に貸与するものとし、受注者は、本業務の目的以外に当該資料等を利用してはならない。

なお、受注者は、業務完了後は速やかに貸与等を受けた資料等を、受注者に返還するものとする。

12 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上当然と認められる事項については、受注者の責任と負担において補充するものとする。

13 秘密の厳守

受注者は、本業務の履行中に知り得た秘密情報（発注者が秘密と指定して提供される全ての情報）に関し、次の事項を遵守し適正に取り扱わなくてはならない。

(1) 目的外利用及び外部提供の禁止

受注者は、秘密情報を自社内限りで、本業務の履行においてのみ使用できるものとする。

秘密情報を厳重に管理し、発注者における事前の書面による承諾なしには、これらの秘密情報の全部又は一部を第三者に開示してはならない。ただし、本業務に直接関係し、その知識が各工程に必要と考えられる場合において、受注者の管理者、その他責任のある社員に対してこれらの秘密情報を公開するにあたっては、この限りでない。この場合、秘密情報の保持、利用に関して受注者が全ての責任を負うものとする。

(2) 複写及び複製の禁止

受注者は、秘密資料を発注者の書面による承諾なしに複写及複製してはならない。

(3) 秘密情報の保持

受注者は、秘密情報を厳重に保持するために、また、万一の災害を想定して必要な予防措置を自ら講ずるものとする。

(4) 資料の返却

受注者は、返却期日までに発注者の秘密資料を全て返却しなければならない。

また、発注者による書面での要求があった場合、受注者は遅滞なくこれらの入手した秘密情報を返却し、この秘密情報を基に作成された全ての秘密資料を発注者に引き渡すか、廃棄又は消去するものとする。廃棄又は消去する場合は、その事実を証明する書面を発注者に提出するものとする。

(5) 運搬責任

本業務に必要な秘密資料の運搬は、発注者の指定した方法により受注者の責任で行うものとし、運搬中における秘密情報の紛失事故等がないよう必要な対策を自ら講ずるものとする。

(6) 事故報告義務等

受注者は、本業務の履行において取り扱う秘密情報に関し、漏洩、紛失、改ざん等の事故が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに、その状況を発注者に報告し、その指示に従うものとする。

1.4 セキュリティ

受注者は、本業務で取り扱う情報に対するセキュリティ管理を徹底しなければならない。

1.5 その他

本仕様書に定めた事項は、業務を進めるうえで必要に応じて随時変更する可能性がある。その際は、発注者と受注者とが協議のうえ決定するものとする。